

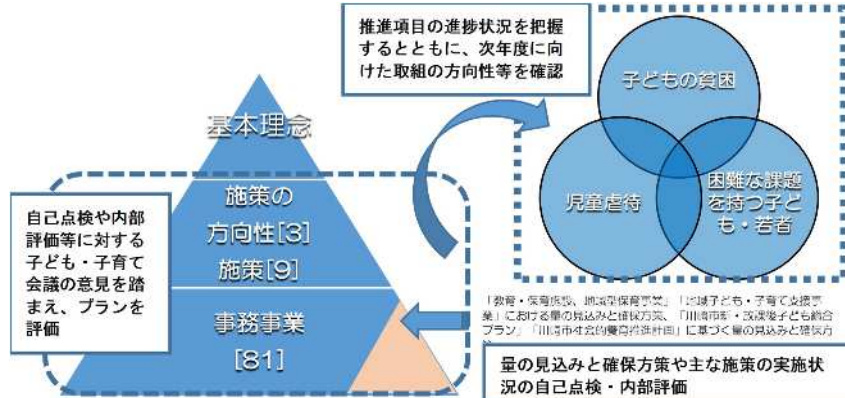
1. プランの進行管理の考え方

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」は、令和4年度から令和7年度までを計画期間として策定しており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性、9つの施策に基づく81の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章については、「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みと確保方策のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込みと確保方策を記載しています。

本プランの進行管理については、「川崎市総合計画第3期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する81の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、3つの施策の方向性について、事業の達成状況等を踏まえ、総合的な評価を行うとともに、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素等を踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

併せて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況等について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示します。また、プランに位置づけた量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。



3. 点検・評価の結果(事業全体)

事業全体の達成度は、81の事務事業のうち、「3 ほぼ目標どおり」が67事業、「4 目標を下回った」が14事業となっています。

	事業の達成度			施策への貢献度		今後の事業の方向性			
	2 目標を上回って達成	3 ほぼ目標どおり	4 目標を下回った	A 貢献している	B やや貢献している	I 現状のまま継続	II 改善しながら継続	III 事業規模拡大	V 事業廃止
令和7年度	0	67	14	52	29	10	68	2	1
令和6年度	1	71	9	55	26	10	69	2	0

2. 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

(1)事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
1	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
2	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
3	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
4	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
5	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日より遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

(2)施策への貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を3段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A. 貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B. やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれ程強くないものの、施策を下支えしている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B. やや貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A. 貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C. 貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。
C	貢献の度合いが薄い	

(3)今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
I	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
II	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
III	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合(計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「I」とする。)
IV	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合(計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「I」とする。)
V	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
VI	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

4. 点検・評価の結果(第4章 3つの施策の方向性及び81の事務事業を踏まえた9つの施策ごとの評価)

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

(1) 事業の達成度

施策の方向性Ⅰは施策1～4で構成され、それに紐づく 30 の事務事業について評価を行った結果、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が 23 事業(76.7%)、「4 目標を下回った事務事業」が7事業(23.3%)であり、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」、「2 目標を上回って達成した事務事業」、「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2) 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が21事業(70%)、「B やや貢献している事務事業」が9事業(30%)であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3) 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」が5事業(16.7%)、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が 23 事業(76.7%)、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」が2事業(6.7%)であり、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅰに属する事務事業においては、子どもの権利に関する普及啓発、人権オンブズパーソンによる相談・救済活動、地域子育て支援センター(すくすくひろば)やふれあい子育てサポート事業による子育て家庭への支援、母子保健、青少年の健全育成、学校・家庭・地域の連携、公園・住宅・防犯など、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境づくりに向けた取組を総合的に推進しました。

特に、地域子育て支援センターの利用促進、子育てアプリ等を活用した情報発信、1か月児健康診査費用助成の開始、妊婦健康診査の受診券方式への移行、乳幼児健診のDX化、児童手当の適正支給、物価高対応子育て応援手当の支給、「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」の策定、子ども・若者の意見を聴く仕組みの運用など、妊娠期から子育て期、学齢期、若者期までを見据えた切れ目のない支援の充実を図りました。

一方で、達成度を「4 目標を下回った」とした事業は、「2(6)わくわくプラザ事業」、「2(7)青少年教育施設の管理運営事業」、「2(8)いこいの家・いきいきセンターの運営」、「3(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業」、「3(5)地域における教育活動の推進事業」、「3(6)地域の寺子屋事業」、「4(5)公園施設長寿命化事業」の7事業でした。これらについては、利用者数、参加者数、担い手確保、更新基数等の一部指標が目標に達しなかったことから、利用促進、広報強化、担い手の掘り起こし、事業手法の見直し、施設の適切な維持管理等に取り組むとともに、今後も課題を踏まえながら改善を図っていく必要があります。

今後は、子どもの権利の普及啓発や相談支援体制の充実、子育て家庭への情報提供・相談支援、母子保健と子育て支援の連携、放課後等の安全・安心な居場所づくり、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上、子育てしやすい住環境や公園・防犯環境の整備などを、関係機関や地域団体等と連携しながら、引き続き総合的に推進していきます。

(5) 各施策の評価等

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

総合的な評価

「子どもの権利」
・子どもの権利施策推進事業において、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や広報強化期間の設定、パンフレット配布等により、幅広い世代に対する周知・啓発を実施しました。あわせて講師派遣の拡充により参加者数が大幅に増加するなど、意識普及の取組は着実に進展しています。一方で、子ども及び大人の条例認知度については低下傾向が見られることから、従来手法の効果を検証しつつ、対象に応じた効果的な広報啓発の工夫を望みます。
「子育てを社会全体で支える」
・地域子育て支援センター事業については、センターの利用促進及び機能向上のための取組の推進に向け、センター職員向けオンライン研修(年2回)及び意見交換を行う懇談会など、センター職員の知識・スキルの向上により、相談機関としての機能向上を図りました。また、センター利用の促進に向け、市政だより(3月特集記事)や電子媒体(かわさき子育てアプリすくすく等)を活用した情報発信、愛称付与など市民認知度向上が図られ、利用人数が目標を上回り、満足度も高水準を維持しました。
・小児医療費助成事業について、令和8年9月から、助成対象年齢を中学3年生までから高校生年代まで拡大し、小学4年生以上に設けている通院1回あたり 500 円の一部負担金を廃止することとし、制度拡充も含めて、子どもが病気の時に安心して必要な医療を受けることができる環境整備を進め、子育て家庭の経済的負担の軽減に寄与しており、安心して子育てできる環境づくりに貢献しました。など

子ども・子育て会議の意見・評価

「子どもの権利」
・子どもの権利施策推進事業については、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や広報強化期間における啓発、講師派遣事業の拡充などにより、子どもの権利に関する理解促進に継続して取り組んでいることを評価します。一方で、子ども及び大人の条例認知度については低下傾向が見られることから、従来手法の効果を検証しつつ、対象に応じた効果的な広報啓発の工夫を望みます。
「子育てを社会全体で支える」
・地域子育て支援事業については、地域子育て支援センターの利用人数が目標を上回り、利用者満足度も高い水準を維持していることに加え、ふれあい子育てサポートセンターのヘルパー会員数及び利用者数が増加していることを高く評価します。地域における子育て支援活動の参加数については目標を下回っていることから、ボランティアの受入拡充や担い手の確保を望みます。など

今後の取組

「子どもの権利」
・子どもの権利の普及啓発については、「かわさき子どもの権利の日」を中心とした広報、パンフレットやホームページ、デジタルサイネージ等の多様な媒体の活用について、アクセス解析結果等を活用し、対象者や媒体の特性を踏まえ、より分かりやすく届きやすい周知方法を工夫し、条例認知度の向上につなげる取組を進めます。
「子育てを社会全体で支える」
・地域子育て支援事業については、地域子育て支援センターの相談機関としての機能向上を図るとともに、子育てアプリやガイドブック等を活用した情報発信を継続します。ふれあい子育てサポート事業については、登録しやすい環境整備を継続し、会員確保と利用促進に取り組めます。また、地域における子育て支援活動については、感染症の流行状況等も踏まえながら受入人数を拡充することを検討するなど、ボランティアが活動しやすい環境づくりや担い手確保に向けた取組を進めます。
・小児医療費助成事業については、令和8年9月からの制度拡充に向けて、分かりやすい周知、円滑な申請・更新手続、適正な資格確認を行い、子どもが安心して必要な医療を受けられる環境づくりを進めます。児童手当支給事業については、制度内容や申請手続について分かりやすく周知し、対象者への適正かつ円滑な支給を継続します。

施策2 子どものすこやかな成長の促進

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

総合的な評価	「安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり」 ・産婦健康診査や1か月児健康診査の一部費用助成を開始することにより、医療機関と連携し、支援を必要とする方の早期発見が可能になり、産後うつ予防や相談支援につなげることができました。また、妊娠期から産後の妊産婦等に対する妊産婦等包括相談支援事業を通じ、正しい情報発信を行うことで、産後のサービス利用につながり、産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用者増となりました。また、令和8年1月の子育てアプリのリニューアルに伴い、妊娠・出産に関する正しい情報をプッシュ型通知により、普及啓発に努めました。昨年度に引き続き、乳幼児健診等の受診勧奨を積極的に行い、児童や家庭の状況の把握、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発が促進され、妊産婦や子育て家庭に対し、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援につながり、保護者の子育てに関する不安の軽減につながり、産後うつや虐待の予防となりました。など
子ども子育て会議の意見・評価	「安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり」 ・妊婦健康診査の助成額の増額や受診券方式の移行、1か月児健康診査の費用補助の開始など、経済的支援と医療機関との連携を強化し、支援を必要とする妊産婦・乳幼児家庭の早期把握と切れ目のない支援に取り組んだことを評価します。また、乳児家庭全戸訪問の実施率をはじめ、思春期健康教育の参加者数、両親学級の参加者数、養育支援訪問の実施件数、産後ケア事業の利用人数、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用件数が目標を上回っており、妊娠・出産期から乳幼児期までの相談・支援を着実に実施したことを評価します。 ・一方で、乳幼児健診の平均受診率が目標に達していないことから、未受診者への受診勧奨や個別支援を引き続き丁寧に行い、支援が必要な家庭の早期把握につなげることを期待します。など
今後の取組	「安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり」 ・妊婦健康診査の受診券方式への移行や1か月児健康診査、産婦健康診査等を安定的に運用し、健診結果を活用した医療機関との連携を進めることで、支援を必要とする妊産婦・乳幼児家庭を早期に把握し、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援を継続します。乳幼児健診の平均受診率が目標を下回っていることを踏まえ、対象者に対して必要な情報提供を行い、より多くの方が受診できるよう広報の充実を図ります。また、未受診者に対する再勧奨、電話相談、家庭訪問等を丁寧に実施し、未受診理由の把握と個別支援につなげます。 ・妊婦等包括相談支援事業、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、産後ケア事業、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等については、利用実績やニーズを把握しながら、必要な家庭が適切な支援につながるよう周知と相談体制の充実を図ります。また、かわさき子育てアプリや健診DXを活用し、妊娠・出産・育児に関する情報発信と手続の利便性向上に取り組みます。など

施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

総合的な評価	「学校の教育力の向上」 ・学校運営協議会を新たに40校設置し、全ての市立学校がコミュニティ・スクールとなったことから、学校・家庭・地域が一体となって学校運営の課題を共有し、その解決に向けて取り組む基盤が整い、地域住民等と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現を推進することができました。など
子ども子育て会議の意見・評価	「学校の教育力の向上」 ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)について、新たに40校に設置し、設置校数が176校となり目標を上回ったこと、また、設置校への訪問やコミュニティ・スクール連絡会、地域教育会議等を通じて、学校・家庭・地域が連携した学校運営の推進に取り組んだことを高く評価します。今後は、制度の全校展開後の運営の質の向上や、地域と学校が子どもの成長を支える協働体制の定着を期待します。など
今後の取組	「学校の教育力の向上」 ・地域等による学校運営への参加促進事業については、学校運営協議会の効果的な活用を共有し、特色ある学校づくりを目指した学校運営ができるよう推進していきます。教職員や地域住民、保護者等に対して、学校訪問等でリーフレットを活用しながら、制度の効果的・効率的な活用について説明をしたり、コミュニティ・スクール連絡会を通して、好事例を全市で共有することによって、コミュニティ・スクールの実践成果を普及・啓発していきます。など

施策4 子育てしやすい居住環境づくり

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

総合的な評価	「安全・安心な居住環境の整備」 ・防犯対策については、防犯カメラ設置補助121台、防犯灯約70,000灯の維持管理及び116灯の新設、防犯アプリによる犯罪・不審者情報463件の配信、住宅の防犯診断59件、出張防犯相談37回を実施しました。これらの取組により、地域における防犯力の向上と、子育て家庭が安心して暮らせる地域環境の維持に寄与しました。など
子ども子育て会議の意見・評価	「安全・安心な居住環境の整備」 ・防犯カメラ設置補助(121台)、防犯灯の維持管理・新設(116灯)、住宅の防犯診断(59件)、出張防犯相談コーナー(37回)など、地域防犯力の向上に取り組んだことを評価します。刑法犯認知件数は目標内に収まっている一方で、前年度から増加しているため、地域・警察・商店街等との連携を継続し、子育て世帯が安全・安心を実感できる居住環境づくりを期待します。など
今後の取組	「安全・安心な居住環境の整備」 ・防犯対策については、防犯カメラ設置補助、川崎駅周辺の防犯カメラの安定的な運用、防犯灯の維持管理・新設、次期ESCO事業に向けた取組、住宅の防犯診断や出張防犯相談コーナー等を継続し、地域、警察、商店街等と連携した地域防犯力の向上を図ります。刑法犯認知件数が前年度から増加している状況を踏まえ、市が管理する防犯カメラの増設や防犯アプリ等を活用した情報発信の強化など、子育て世帯が安全・安心を実感できるまちづくりを進めます。など

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

(1)事業の達成度

施策の方向性Ⅱは施策5～6で構成され、それに紐づく26の事務事業について評価を行った結果、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が24事業(92.3%)、「4 目標を下回った事務事業」が2事業(7.7%)であり、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」、「2 目標を上回って達成した事務事業」、「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2)施策の貢献度

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が17事業(65.4%)、「B やや貢献している事務事業」が9事業(34.6%)であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3)今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」が4事業(15.4%)、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が22事業(84.6%)であり、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4)総合的な評価

施策の方向性Ⅱに属する事務事業においては、質の高い保育・幼児教育の推進と、子どもの「生きる力」を育む教育の推進に向け、保育受入枠の確保、待機児童対策、保育人材の確保・育成、保育の質の維持・向上、幼児教育の推進、学校教育における学力・体力・人権・多文化共生・ICT活用・食育・安全対策等の取組を総合的に推進しました。

保育・幼児教育分野では、既存保育施設の有効活用を前提としながら、認可保育所の整備、既存園の定員変更、川崎認定保育園の認可化、認定こども園への移行、幼稚園型一時預かり事業の活用など、多様な手法により保育受入枠の確保に取り組み、6年連続で待機児童ゼロを達成しました。また、保育・子育て総合支援センターの整備や、公民保育所職員研修の実施、医療的ケア児への対応、幼稚園における就労家庭児の受入れ拡大などを通じて、保育・幼児教育の質の維持・向上に取り組みました。

達成度を4とした事業は、「5(2)認可保育所等整備事業」及び「6(18)交通安全推進事業」の2事業です。認可保育所等整備事業については、就学前児童数の減少等に伴い、既存保育施設の定員充足状況等を踏まえて限定的に地域設定を行ったため、保育受入枠の拡大実績が目標を下回りましたが、多様な整備手法により必要な受入枠を確保しました。交通安全推進事業については、交通安全教室やスクールゾーン対策等を実施したものの、児童生徒の登下校中の事故件数が目標を達成できなかったため、引き続き関係機関と連携した安全対策の強化に取り組めます。

(5)各施策の評価等

施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

高い保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の確保に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、特に特別な支援を必要とする子どもについては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への接続を適切に行うための連携など、居住する地域で適切な支援が受けられるよう取組を進めます。

総合的な評価	「多様な手法を用いた保育受入枠の確保」 ・就学前児童数は減少する一方で、保育所等の利用児童数が増加する中、既存保育施設の有効活用を前提とし、保育所等の新規整備のほか、定員変更、認可外保育施設の認可化など、保育受入枠を確保するとともに、一時預かりなど幼稚園における受入れを推進(61園)したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、持続可能な支援策として、川崎認定保育園に対する助成を実施した結果、6年連続で待機児童ゼロを達成するとともに、高止まりする保育ニーズへの対応を図ることができました。など
子ども・子育て会議の意見・評価	「多様な手法を用いた保育受入枠の確保」 ・就学前児童数が減少する一方で保育ニーズが高止まりする中、地域ごとの需要と供給のバランスを踏まえ、認可保育所の整備、既存園の定員変更、川崎認定保育園の認可化など多様な手法により保育受入枠の確保に取り組み、6年連続で待機児童ゼロを達成したことを評価します。 ・保育受入枠の拡大については、計画期間を通じて目標を下回っている一方で、就学前児童数の減少や既存保育施設の定員充足状況、地域別・年齢別の保育需要等を踏まえながら、既存施設の有効活用を含む多様な手法により、必要な受入枠の確保に取り組んでいることを評価します。など
今後の取組	「多様な手法を用いた保育受入枠の確保」 ・待機児童ゼロを継続するため、就学前児童数の推移や地域別・年齢別の保育ニーズを精査し、既存保育施設の有効活用を基本としながら、必要な地域に必要な保育受入枠を確保していきます。認可保育所の新規整備に限らず、既存園の定員変更、川崎認定保育園の認可化、認定こども園への移行、幼稚園型一時預かり事業の活用など、多様な手法を組み合わせ、需要と供給のバランスを踏まえた効率的な取組を進めます。など

施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組めます。また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

総合的な評価	「「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる」 ・「キャリア在り方生き方教育・進路指導担当者研修会」を年間3回実施するとともに、訪問研修等を113回実施し、各校における教育活動の充実を図ることができました。また、「キャリア・パスポート」の活用について担当者会を通して周知するとともに、作成した職員研修用動画を周知することで教職員の理解を深めました。それにより、児童生徒の将来の社会的自立に向けた教育活動を行う学校体制づくりとともに、本市のブランドメッセージやかわさきパラムーブメント、SDGs推進方針等についての教職員への啓発を図り、児童生徒の将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てることに寄与できました。など
子ども・子育て会議の意見・評価	「「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる」 ・キャリア在り方生き方教育について、全180校で実施するとともに、担当者研修会、訪問研修等を実施し、「キャリア・パスポート」等の活用を通じて、児童生徒の将来の社会的自立に向けた教育活動を推進したことを評価します。など
今後の取組	「「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる」 ・キャリア在り方生き方教育については、「キャリア在り方生き方ノート」や「キャリア・パスポート」の効果的な活用事例を発信し、担当者研修や訪問研修等を通じて、小学校から高等学校までの計画的・体系的な取組を継続します。など

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

(1)事業の達成度

施策の方向性Ⅲは施策7～9で構成され、それに紐づく 25 の事務事業について評価を行った結果、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が 20 事業(80%)、「4 目標を下回った事務事業」が 5 事業(20%)であり、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」、「2 目標を上回って達成した事務事業」及び「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2)施策の貢献度

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が 14 事業(56%)、「B やや貢献している事務事業」が 11 事業(44%)であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3)今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」が1事業(4%)、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が 23 事業(92%)、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」が1事業(4%)であり、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」及び「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4)総合的な評価

施策の方向性Ⅲに属する事務事業においては、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向け、児童虐待防止、児童相談所の体制強化、里親制度の推進、社会的養護の推進、ひとり親家庭等への支援、女性相談・DV相談、子ども・若者支援、生活困窮者等への自立支援、就労支援、地域福祉の担い手支援、障害者・障害児支援など、多様な課題に応じた相談支援・生活支援・社会参加支援を総合的に推進しました。

主な取組として、子育て世帯訪問支援事業の開始、こども家庭センター機能の本格実施に向けたサポートプランの運用開始、中部児童相談所一時保護施設の供用開始、川崎市妊産婦等生活援助事業の実施、ひとり親家庭等を対象とした離婚前後親子支援事業や模試受験料補助の開始、地域見守り体制強化事業の実施、子ども発達・相談センターの全区展開など、支援を必要とする子ども・若者や家庭に対する切れ目ない支援体制の整備を進めました。

達成度を4とした事業は、「8(3)生活困窮者自立支援事業」、「8(5)民生委員児童委員活動育成等事業」、「8(9)障害者社会参加促進事業」、「8(11)精神保健事業」、「9(2)障害児施設事業」の5事業です。生活困窮者自立支援事業については、新規相談者数や状況改善割合は高い実績となったものの、相談者の課題の複雑化・長期化により就職率が目標を下回りました。民生委員児童委員活動育成等事業については、担い手不足等により充足率が目標を下回りました。障害者社会参加促進事業及び精神保健事業については、参加者数・相談件数等が目標に届かなかったものの、普及啓発や関係機関連携等を継続しました。障害児施設事業については、指定障害児相談支援事業所数が目標を下回りましたが、新規開設や医療的ケア児支援体制の整備を進めました。

今後は、児童虐待の予防・早期対応、里親制度の担い手確保、社会的養護の推進、ひとり親家庭等への伴走型支援、生活困窮者への就労・生活支援、民生委員児童委員の担い手確保と活動負担の軽減、ひきこもり・精神保健分野における相談支援体制の充実、障害児・障害者支援における相談支援事業所の確保や医療的ケア児支援の強化など、関係機関や地域団体等と連携しながら、必要な支援が必要な方に届く体制づくりを引き続き進めていきます。

(5)各施策の評価等

施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

総合的な評価	「児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進」 ・10 月から子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラーを含む家庭を対象とした支援を実施するとともに、各区地域みまもり支援センターに位置付けたこども家庭センター機能の令和8年度からの本格実施に向けて、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、サポートプランの運用を開始するなど区役所における相談支援体制を整備しました。 ・児童福祉司等を増員するとともに、南部児童相談所に配置した県警からの派遣職員を中心に警察との連携を強化するなど児童相談所の体制強化に向けた取り組みを推進しました。また、中部児童相談所一時保護施設の新築工事を実施し、受入れ定員を 30 名から 48 名に拡大するとともに、児童の生活環境の改善を図りました。など
の子ども・子育て会議 の子ども・子育て会議	「児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進」 ・子育て世帯訪問支援事業の開始、こども家庭センター機能の本格実施に向けたサポートプランの運用開始、児童虐待防止センター及び LINE 相談、児童家庭支援センターによる相談・支援など、児童虐待の予防と早期対応に向けた相談支援体制を強化したことを評価します。 ・児童相談所について、児童福祉司等の増員、一時保護施設に入所中の学齢児を対象とした意見表明等支援事業、中部児童相談所一時保護施設の供用開始など、子どもの安全確保と権利擁護に向けた体制強化を進めたことを評価します。など
今後の取組	「児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進」 ・こども家庭センター機能の本格実施に向け、サポートプランの運用を進めるとともに、区役所地域みまもり支援センター、児童相談所、児童家庭支援センター、地域の関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや家庭を早期に把握し、切れ目ない支援につなげます。 ・児童相談所については、児童福祉司等の専門職の確保・育成、警察・医療機関・学校等との連携強化、一時保護施設における生活環境や学習環境の整備、意見表明等支援事業の実施を通じて、子どもの安全確保と権利擁護を推進します。など

施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

総合的な評価	「多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築」 ・民生委員児童委員活動育成等事業については、本市の世帯数の増加に伴い、令和6年度から定員数が25名増加したことや、企業等の定年延長の影響で地域の担い手不足が顕著となっていることなどにより、充足率は12月の一斉改選時点で74.0%、年度末時点で75.5%となり、目標の充足率には届きませんでした。民生委員児童委員制度に関する他都市への調査や民生委員児童委員協議会等の関係団体との意見交換を行い、地域の実情に合った定数の算出方法について検討を進めるとともに、「福祉協力員等の民生委員活動をサポートする仕組み」や「地域人材の確保を図る取組」をはじめ、「行政依頼事務の見直し」、「制度・活動に関する広報」、「ICTの活用」など、民生委員が効率的に活動しやすい環境づくりを進めることで、充足率の向上を図ります。など
子どもの意見・評価・子育て会議	「多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築」 ・民生委員児童委員については、相談支援や見守り活動等を通じて地域福祉を支える重要な役割を果たしていることを評価します。一方で、民生委員児童委員の充足率は計画期間を通じて目標を下回っており、令和7年度は目標98.2%に対して75.5%となっています。世帯数の増加や地域における担い手不足、就労年齢の上昇等の社会状況も踏まえながら、候補者を推薦しやすい環境づくり、活動負担の軽減、制度や活動内容の分かりやすい周知など、担い手確保と活動しやすい環境づくりを一体的に進めることを望みます。など
今後の取組	「多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築」 ・民生委員児童委員については、地域の実情に応じた定数の算出方法の検討を進めるとともに、関係団体との意見交換を通じて、人材確保と活動負担軽減を一体的に推進します。若い世代を含めた制度・活動の広報、行政依頼事務の見直し、福祉協力員等による活動サポート、ICT活用などにより、活動しやすい環境づくりと充足率向上に取り組めます。など

施策9 障害福祉サービスの充実

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

総合的な評価	「障害福祉サービスの充実」 ・川崎市医療的ケア児連絡調整会議における医療的ケア児支援の充実と関係機関の連携強化に向けた協議の実施や、「医療的ケア児・者等支援拠点」における医療的ケア児等を対象とした専門相談支援の実施、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の新規開設など、医療的ケア児とその家族が身近な地域で相談や支援を受けられる体制の整備が進みました。一方、指定障害児相談支援事業所については、障害者相談支援センターの経過措置期間終了に伴い、令和6年度に同センターの指定障害児相談支援事業所としての指定が終了したことから、全体数としては減少しましたが、令和7年度における新規の事業所整備については、毎年1か所ずつ開設する目標を超える、計3か所の新規開設があり、事業所数としては差し引き1か所の増加となりました。など
--------	---

子どもの意見・評価・子育て会議	「障害福祉サービスの充実」 ・障害児施設事業について、川崎市医療的ケア児連絡調整会議を年2回開催し、医療的ケア児支援に関わる関係各局の取組共有や連携強化に向けた協議を行ったことを評価します。医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の開設など、地域で相談・支援を受けられる体制整備が進められていることを評価します。一方で、指定障害児相談支援事業所数が目標を下回っているものの、障害者相談支援センターの経過措置期間終了に伴う影響や、新規事業所の開設が進んでいることを踏まえ、引き続き、必要な相談支援を身近な地域で受けられる体制の確保に向けた取組を望みます。など
今後の取組	「障害福祉サービスの充実」 ・医療的ケア児等への支援については、あんしん見守り一時入院事業や関係会議を活用し、支援ニーズの把握と支援体制の強化を図るとともに、家族の負担軽減と療養継続に向けた取組を進めます。 ・指定障害児相談支援事業所については、障害者相談支援センターの経過措置終了による全体数の減少を踏まえ、県と連携した開設説明会や事業者への働きかけを継続し、障害児支援利用計画の作成体制の確保・拡充に取り組めます。など

5. 点検・評価の結果(第5章 個別課題における推進項目の進捗状況及び今後の方向性)

3つの課題「子どもの貧困対策の推進」、「児童家庭支援・児童虐待対策の推進」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進」における推進項目について、進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示しました。

(1)子どもの貧困対策の推進

●取組の方向性1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する経済的支援、学習支援や就労支援等のほか、保護者への経済的支援、生活支援や就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を推進しました。

【取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性】

ひとり親世帯への支援については、引き続き「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、「離婚前後親子支援事業」により、離婚前の子育て世帯に対して必要な情報提供や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。

生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施するとともに、「学習支援・居場所づくり事業」により、ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象とする学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。

社会的養護を必要とする児童等への支援については、里親支援機関と連携しながら制度に関する広報や説明会等の充実により普及啓発を推進するとともに、里親の養育技術の向上及び、里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。また、施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き施設の小規模化の推進、職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。あわせて、社会的養護が必要な高校生年代以上が入所する自立援助ホームの整備を進めるとともに、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう、関係機関と連携しながら取組を推進します。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援については、就学援助費、高等学校奨学金、大学奨学金、学び直し支援金及び授業料等の免除について、必要な支援が継続して届くよう着実に実施します。さらに、生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)における相談につなげられるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くよう取り組みます。

●取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

地域の子育て機関やボランティア等と連携し、子育て家庭を孤立させないつながりづくり、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える仕組みづくりを推進するため、種々の施策に取り組みました。

【取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性】

子育て家庭を孤立させないつながりづくりについては、すくすくひろば(地域子育て支援センター)を地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に利用できるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図ります。また、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、保育・子育て総合支援センターや各区地域みまもり支援センターとの連携を強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりに向けた取組を一層推進します。あわせて、ふれあい子育てサポート事業については、認知度向上に向けた広報の充実、各種手続のオンライン化、ヘルパー会員の確保などにより、地域住民が子育てを支え合う地域づくりに向けた取組を進めます。

多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりについては、こども文化センターの施設特性を活かしながら、引き続き、地域活動や地域交流に関する取組を幅広く実施します。また、地域と連携を図りながら、放課後等に子どもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。

支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくりについては、大学生等のボランティアを活用した不登校・ひきこもり等の子ども・若者への支援活動の充実に取り組みます。また、「こどもサポート小田」、「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや社会的自立に向けた支援の場づくりに取り組みます。さらに、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に對し、引き続き補助金を交付します。

●取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を個別的・専門的に行うとともに、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを推進しました。

【取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性】

相談・支援機関の支援の充実については、保育・子育て総合支援センターに併設する地域子育て支援センター等の場を活用し、子育て家庭の目線に立った寄り添い型の支援及び地域の関係機関と連携した子ども・子育て支援を実施します。また、学校生活に関わる相談・支援については、児童生徒本人及び保護者に対する相談窓口の周知を徹底するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、関係機関との連携強化を図りながら、切れ目のない支援を推進します。

児童家庭相談支援及び児童虐待の未然防止等については、各区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけたことを踏まえ、サポートプランの活用による、関係機関と連携した取組等、効果的な相談支援について、引き続き検討・整理を進めていくとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。また、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実を図り、身近な地域で専門的支援を必要とする子どもや家庭への支援を推進します。

相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワーク強化に取り組むとともに、区役所、児童相談所及び関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。また、ひきこもり等への支援については、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援体制を強化します。

●取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

【取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性】

母子保健の推進については、妊婦、産婦、乳幼児に対する健康診査の結果を把握し、早期支援につなげられるよう相談業務を充実していきます。また、特別な配慮が必要な乳児の個別健診等の仕組みや、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用しやすい支援のあり方を検討していきます。

保育・幼児教育の推進については、地域の保育ニーズに応じて必要な保育受入枠の確保に取り組むとともに、多様化する就労形態に応じた保育サービスを継続していきます。また、公立保育所等の実践フィールドを活用した公開保育や研修、体験保育や離乳食講座等の子育て支援を通して、更なる保育の質の向上や地域支援の充実を進めます。

学校教育の推進については、教職員に対する研修の充実や「キャリア在り方生き方教育」の推進を通じて、子どもたちが社会的自立に必要な能力や態度を育むことができるよう取組を進めます。また、習熟の程度に応じたきめ細かな指導については、少人数指導など個に応じた取組を継続的に調査・研究するとともに、市学習状況調査の結果や1人1台端末を活用し、子どもの実態を踏まえた授業改善と「わかる」授業の実現に向けた取組を進めます。

(2)児童家庭支援・児童虐待対策の推進

●取組の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

【取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性】

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実や市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに継続して取り組みます。

●取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

【取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性】

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発や思春期保健相談の実施、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組みます。

●取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

【取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性】

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化するなど、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

●取組の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

【取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性】

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、本市としても重要な課題である子どもの安全を最優先に、安心して子育てができるよう、支援の充実・強化を行います。

●取組の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

【取組の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性】

国の新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン等において、児童福祉司等の増員による体制強化と併せて、職員の専門性強化も求められており、人材育成の必要性はますます高まっています。そのため、各種研修等による職員の資質向上や児童家庭相談全体における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーションを進めていきます。

●取組の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

【取組の方向性6 次年度以降の主な取組の方向性】

より家庭に近い環境での養育を実現するため、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

●取組の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

【取組の方向性7 次年度以降の主な取組の方向性】

地域に向けた普及啓発の取組について関係する団体と連携するとともに、児童虐待の課題への対応策を進めるため、警察などの関係機関や他の自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

【(3)困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進】

●取組の方向性1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みました。

【取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性】

こども文化センターを活用し、子どもを中心に多世代にとって安全・安心な居場所となるよう、行政、地域の各団体が共に連携しながら、地域づくりを進めます。

「フリースペースえん」については、引き続き、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校等と連携を図りながら、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援していきます。

「ゆうゆう広場」の運営については、モデル実施の効果を踏まえ、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握しながら、個別や小集団による活動、ICT を活用した学習支援等を通じて、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

●取組の方向性2 子ども・若者が SOS を発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自らSOSを発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者のSOSをしっかりとキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みました。

【取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性】

「かわさき共生＊共育プログラム」について、各学校の支援のため、総合教育センターの教育相談センターへ事業を移管して継続します。あわせて、学校の実情に応じて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修を行います。

児童生徒の社会性の育成や豊かな人間関係づくりにつながるエクササイズや効果測定アンケートを活用した実践形式の研修会の希望があることから、今後も継続して実施していきます。また、エクササイズ集を活用し、SOS の出し方・受け止め方に関するエクササイズを含む各エクササイズを各学校で実践していきます。

●取組の方向性3 地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りや地域団体等のつながりづくりなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に取り組みました。

【取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性】

「こどもサポート小田」、「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや社会的自立に向けた支援の場づくりに取り組みます。

●取組の方向性4 専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細やかな支援ができるよう、体制強化を図るとともに、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みました。

【取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性】

要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化については、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断が円滑に行えるよう、支援事例の積み重ねを進め、組織的な判断力の更なる強化を図ります。

不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化については、ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を、関係機関と連携しながら実施します。

発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化については、引き続き、発達相談支援センター、地域療育センター及び子ども発達・相談センターの適正な運営を行い、支援体制の充実に向けた取組を実施します。

就労・自立に向けた相談支援体制の強化については、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施するとともに、若年無業者等の職業的自立支援に取り組みます。

●取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

児童虐待、非行、不登校及びひきこもり等複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実を図るため、関係機関相互の連携強化に取り組みました。

【取組の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性】

非行・不登校等の未然防止・重篤化予防等に向けて、児童相談所、教育委員会、警察、法務少年支援センター等の関係機関による実効的なネットワークの強化を図るとともに、学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。

各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーター等と連携し、児童生徒の状況をきめ細かく把握するとともに、警察等の関係機関とも相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を進めます。